

協会けんぽ

ほっかんど

全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

職場内での回覧・配付にご協力をお願いします！

今月号のトピックス

- 健康アップ↑で保険料率がダウン↓する！？
協会けんぽのインセンティブ制度
～受診を要する者の医療機関受診率・後発医薬品の使用割合編～
- 医療機関をまだ受診されていない方へ、大切なお知らせです！
- となりの会社さまの取り組みをご紹介します！
～再検査等の受診勧奨編～
- 申請前に再度チェック！傷病手当金支給申請書の記入のポイント

医療を受けるならマイナ保険証！

マイナ保険証には、より良い医療が受けられたり、窓口で限度額以上の支払が不要になったりする等、メリットがあります。具体的なメリットや安全性等についてはリンク先のページをご覧ください。



健康アップ↑で保険料率がダウン↓する！？ 協会けんぽのインセンティブ制度

～受診を要する者の医療機関受診率・ 後発医薬品の使用割合編～

協会けんぽの インセンティブ制度とは？

協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの健康づくりに関する取り組みに応じて、上位の支部にはインセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県ごとの「健康保険料率」に反映させる仕組みです。

インセンティブ
制度の
ポイント

- ①各支部の5つの評価指標（特定健診実施率等）の実績に応じて得点・ランキングづけし、上位15支部にインセンティブが付与され、保険料率が引き下げられます。
- ②取り組み実績は2年後の保険料率に反映される仕組みとなっております。

➡ 皆さま一人ひとりの取り組みで未来の保険料率が変わります！

（※上位15支部では、令和5年度の実績より、令和7年度の保険料率が0.003%～0.164%引き下げになっています。）

今月号ではインセンティブ制度の5つの指標の内、
「①後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合」
「②医療機関への受診勧奨基準において速やかに
受診を要する者の医療機関受診率」
について取り組んでいただきたい内容を紹介していきます。

令和5年度北海道支部順位

後発医薬品の使用割合	受診を要する者の医療機関受診率
18位 使用割合 84.4%	32位 受診率 32.6%
全国1位 沖縄支部 (使用割合90.1%)	全国1位 鹿児島支部 (受診率39.0%)

皆さまに取り組んでいただきたいこと

- ① **引き続き、ジェネリック医薬品を利用しましょう！**
ジェネリック医薬品を利用することで、医療の質を保ちつつ、患者負担の軽減や医療費の適正化にもつながります。特にお子さまの薬ではジェネリック医薬品のほうが飲みやすく工夫をされているものもありますので、薬が苦手な飲んでくれないお子さまにもオススメです！
- ② **健診結果に「要治療」「要精密検査」があったらすぐに医療機関を受診しましょう！**
自分の身体の状態を見直す大きなターニングポイントです。早期に受診することで、重大な病気のリスクを下げられます。詳しくは次のページをご覧ください。



インセンティブ制度については
協会けんぽのホームページをご覧ください。

協会けんぽ インセンティブ制度

検索

医療機関をまだ受診されていない方へ、大切なお知らせです！

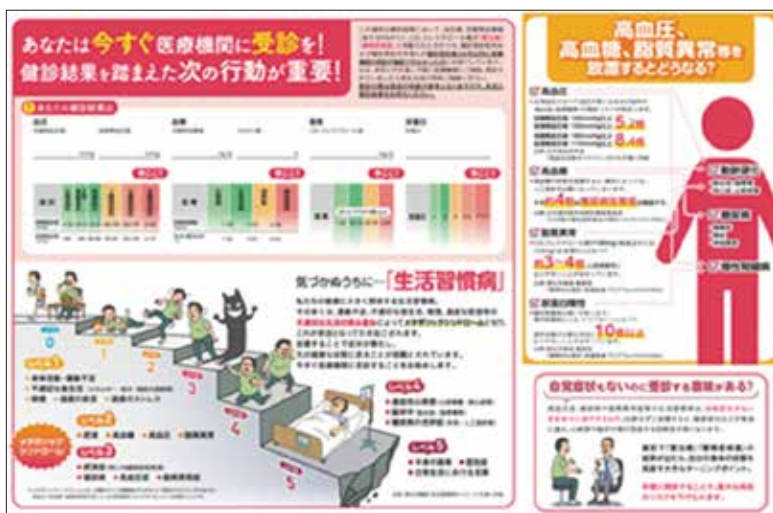
健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定されながら、医療機関を受診していない方に対し、生活習慣病の重症化を防ぐことおよび医療費適正化を図ることを目的に受診勧奨を実施しています。

要治療 要精密検査

従業員さまのご自宅に
「健診受診後の大切なお知らせ」
をお送りいたします！

対象となる方

血圧	収縮期血圧	160mmHg以上
	拡張期血圧	100mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dL以上
	HbA1c	6.5%以上 (NGSP値)
脂質	LDL（悪玉）	
	コレステロール	180mg/dL以上



こちらの通知が届いた方は必ず医療機関を受診してください！

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。生活習慣病の重症化を防ぐためにも、健診結果で「要治療」「要精密検査」の項目があった方は、自覚症状の有無にかかわらず医療機関を必ず受診しましょう！

従業員へのお声かけでお悩みの事業主・ご担当者さまへ

「検査に行ってほしいが口頭では伝えにくい」「受診したか何度も声をかけるのは気が引ける」とお悩みの方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

そこでオススメしたいのが、文書でのお知らせです。

簡単に文書が作成できる参考様式をご用意いたしました。
(北海道支部のホームページ内にご用意しております。)



健康診断の結果で再検査等が必要と判定された方へ

健康診断の結果、下記のとおり検査項目で異常と判定されました。

検査項目	判定結果
血圧	
血糖	
脂質	

※判定結果は、判定項目の欄に記入してください。判定結果は、判定項目の欄に記入してください。

再検査の項目（令和 年 月 日）

1. 異常なし
2. 何かあるが、このまま様子を見てよい
3. 1ヶ月後に再検査を受けてください
4. 要する精密検査が必要
5. 治療が必要
6. 以前から治療（定期検査）継続中

ポイント

● 日付、氏名、検査項目、判定結果および担当者名を直接入力できます。
※検査項目および判定結果は選択式となっています。

ポイント

受診後の結果を簡単に記入して提出する様式になっています。

受診勧奨文書

事業主さまへ

従業員の健康が損なわれることは会社の損失です！
従業員の皆さまが、健康で元気に働き続けることができるよう、
事業主さまからもお声かけをお願いします。

詳しくは北海道支部のホームページをご覧ください。

協会けんぽ北海道 健診後のフォロー

検索



となりの会社さまの取り組みをご紹介します！

～再検査等の受診勧奨編～

再検査受診勧奨を文書で行っている「苫小牧港開発 株式会社」代表取締役社長 関根さまから社員の健康に対する思いや、再検査等の受診勧奨の工夫などを伺いました。



苫小牧港開発 株式会社

業 種：フェリーターミナル運営・他
所在地：苫小牧市

Q 健康経営は企業の生き残りに向けた重要な取り組み。大切な「人財」を確保し続けるために心がけていることや実際の取り組みについてお聞かせください。

A 基本的なことをしっかりと実行する。弊社が長年にわたり取り組んでいる健診・特定保健指導・再検査等の受診勧奨、これらは健康事業所宣言の必須項目であり、健康経営の基本・基盤です。こうした基本的なことの継続が生活習慣病をはじめとした病気の早期発見・早期治療によるリスク低減、生産性の維持・向上に寄与すると考えており、実際にその効果の一端が数値としても表れてきています。

具体的な取組内容

健診・特定保健指導・再検査等の受診勧奨

当然ですが健診は毎年100%実施。さらに弊社では深夜業に従事する者だけではなく、全社員が年2回の定期健康診断を受診しており、受診時間は出勤扱いとして費用も全て会社が負担しています。

特定保健指導に関しては、弊社が長年利用している健診機関において2018年から健診当日の特定保健指導を実施できることとなり、当日実施の推奨・社内周知に継続的に取り組んでいます。やむを得ず後日実施となる場合においても就業時間中、または出勤扱いでの実施ができるよう各部門長を通じた業務上の配慮を行い、全体として毎年高い実施率を継続しています。

最後に再検査等の受診勧奨について、2018年当時、弊社の健診における有所見率は約50%と高く、個人の判断に委ねるのではなく、より会社が介入すべき健康課題であるとして積極的に受診勧奨を行うこととしました。具体的には、「対象者への勧奨文書通知」、「再検査実施後の結果報告」を取り入れ、勧奨文書の文言を工夫したり、結果報告はプライバシーに配慮した方法を徹底するなど、受診率向上のために毎年策をこらしています。取り組みの効果は数値に表れてきており、現在では有所見率が約25%まで下がりました。

2024年からは新たに「ウェルネス休暇（生理・更年期障害による就業困難、不妊治療等、健診後の再検査の際に使用できる有給休暇）」を創設して再検査受診率の向上、ワークライフバランスの充実に取り組んでいます。

健診後の再検査受診勧奨文書 （一部抜粋）

●● 様へ

定期健康診断における再検査について

年2回の健康診断は病気の早期発見を目的としています。自覚症状がないからという理由でそのまま放置してしまうと、気が付いたときには重篤化していたということになりかねません。

会社は役員及び社員一人ひとりの健康の上に成り立ち、健康は人生を楽しく生きるための大切な手段です。

今一度、ご自身の健康と向き合いましょう。

3か月に渡り、健康診断の受診 ➡ 健診後の行動
についてお伝えいたしました。

健診結果に応じて行動し、今後もより良い生活習慣を取り入れ、健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



申請前に再度チェック！

傷病手当金支給申請書の記入のポイント

2ページ目 記載漏れが生じやすいポイント

- 1 仕事内容は必ず記入**
営業・接客、経理担当事務など、**具体的にご記入**ください。
- 2 傷病名欄の☑は必ず記入**
申請書4ページ目の医師が記入した傷病名を確認して、**☑**をお願いします。

3ページ目 記載ミスが生じやすいポイント

- 3 被保険者氏名は「カタカナ」で必ず記入**
出勤日がない場合にも記入が必要です。
- 4 勤務状況(年月)の記入漏れ**
申請期間に1日も出勤ない場合でも年月の記入が必要です。
- 5 「出勤日以外の日」は何も記入しない**
「公休」「有給休暇」「欠勤」は未記入
- 6 「出勤日以外の日」に支払った賃金等を記入する**
有給休暇の賃金や、出勤の有無にかかわらず支給している手当等が該当します。(例：住宅手当、通勤手当等)

制度等について、詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください。



もっと手軽に!

電子申請が始まります

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。電子申請は郵送に係る手間がないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん！ぜひ利用ください。詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。

発行元



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

〒001-8511
札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階
TEL (011) 726-0352
FAX (011) 726-0379

